

# 令和6年第5回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月23日(木) 午前8時29分から午前8時51分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員(9人)

10番 善岡 浩樹(会長)	7番 松田 力(会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
<del>4番 植松 春雄</del>	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員(1人)

4番 植松 春雄
----------
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	山外 明人 川島 史伸
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	あり(善岡会長・山外委員・高田委員)
第 6	報告第9号	農用地利用集積計画の変更について
第 7	議案第10号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第 8	議案第11号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第 9	議案第12号	農地所有適格法人の要件確認について
第 10	議案第13号	令和5年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第 11	議案第14号	現況証明書の交付について
6. 農業委員会事務局職員  
長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与  
續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>只今から、令和6年第5回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、9名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>おはようございます。田植え終わられた方もまだ最中の方もいらっしゃると思いますが、田植え前に2件の事故があったと聞いております。まだ畑での作業等があると思いますので、事故には十分気をつけてください。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和6年 第5回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 山外委員・川島委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与 (續木)	<p>おはようございます。今回の農政報告はありません。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が議案第12号で私(善岡会長)と山外委員と高田委員にかかります。</p> <p>それではこれより、報告1件、議案5件の審議に入ります。</p>

議 長

日程第 6 報告第 9 号 農用地利用集積計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局長

5 ページをお開き下さい。

報告第 9 号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

次のページをご覧ください。

令和 2 年 1 月総会の農用地利用集積計画の議案にて、                    と                    との賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後、道営事業による買収により一部面積の減少と貸付先を一部変更したため、面積と貸付料が変更となりました。

なお、黄色の箇所の農地と面積が変更となっておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

次に日程第 7 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明願います。

事務局長

7 ページをお開き下さい。

議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので、別紙の者について議決を求める。

令和 6 年 5 月 23 日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 6-4 贈与

譲渡人

譲受人

申請理由は、土地の前所有者である譲受人が、農業経営を再開するためです。

権利は、贈与による所有権移転であります。

土地の引き渡し時期は、許可と同時です。

土地の所在は美葉牛 76 番地 5 外 3 筆、

畑が 4 筆で、面積が 813 m<sup>2</sup>です。

資料 1 ページに航空写真があります、黄色の箇所が該当となりますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号 6-4 贈与について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 6-4 贈与について承認いたします。

日程第 7 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については承認といたします。

次に日程第 8 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局長

9 ページをお開き下さい。

議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第

5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年5月23日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-売-18

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和6年5月24日です。

対価の支払期限は、令和7年1月10日です。

売買価格は、5,200,000円です。

土地の所在は、西川86番地1 外17筆、

田が18筆で 面積は46,730.03㎡となっております。

資料の2～3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号6-売-18承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-売-18について承認いたします。

日程第8 議案第11号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については承認といたします。

次の日程第9 議案第12号で、私（善岡会長）、山外委員、高田委員に議事参与の制限が掛かりますので、議長を藤崎委員に交代致します。

議長（藤崎）

議長交代しました。

日程第9 議案第12号 農地所有適格法人の要件確認について事務局より説明をお願いします。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第12号 農地所有適格法人の要件確認について

農地法第6条第1項の規定により報告のあった別紙農地所有適格法人について、同法第2条第3項の規定に基づく要件の確認のため審議する。

令和6年5月23日提出

次のページをご覧ください。

現在、農地法第3条許可等により農地を所有・利用しており、設立から1年以上経過する農地所有適格法人は17法人であり、それらの法人は毎年事業の状況その他定める事項を毎年農業委員会に報告する義務があります。

資料5ページをご覧ください。農地所有適格法人の要件として、次の4つの要件全てを満たすことが必要となります。①形態要件、②事業要件、③構成員要件、④業務執行役員要件となっておりますが、各要件の詳細については資料でご確認ください。

確認書の提出を受け、その法人が要件を満たしていない、満たさなくなる恐れがある場合は農業委員会として勧告等を行うこととなります。

資料6ページから22ページまで各法人の確認書を付けております。事務局にて要件確認を行い、各要件の適否欄に○を付してありますので、確認書の内容を含め、ご審議頂きたいと思っております。

以上説明とさせていただきます。

議長（藤崎）

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑無し】

議長（藤崎）	採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。
委員	【全員挙手】
議長（藤崎）	<p>日程第9 議案第12号 農地所有適格法人の要件確認について承認いたします。</p> <p>ここで善岡会長、山外委員、高田委員の議事参与の制限を解きます。これで議長交代いたします。</p>
議長（善岡）	次に日程第10 議案第13号 令和5年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について事務局より説明願います。
事務局長	<p>13ページをお開き下さい。</p> <p>議案第13号 令和5年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>農業委員会における最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、令和5年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について別冊の通り提出する。</p> <p>令和6年5月23日提出</p> <p>資料23ページからの令和5年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。</p> <p>内容につきましては、昨年3月の総会で承認頂きました令和5年度における最適化活動の目標設定等を基に実施状況等を反映させ、評価しておりますのでご確認をお願いします。</p> <p>この後のスケジュールとしましては、5月総会終了後、6月末までにHP等で公表をすることとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	このことについて、質疑等ございますか。
委員	【質疑無し】

議 長

採決いたします。承認とされる方は、挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第 10 議案第 13 号 令和 5 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については承認といたします。  
引き続き、活動記録簿の提出をお願いいたします。

日程第 11 議案第 14 号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。

事務局長

14 ページをご覧ください。  
議案第 14 号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和 6 年 5 月 23 日提出

15 ページをお開き下さい。

番号 6-1

届出人

土地の所在は、美葉牛 59 番地 12 外 2 筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料 28 ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認下さい。以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号 6-1 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】



議 長

番号6-1について承認いたします。  
次に番号6-2について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号6-2

届出人

土地の所在は、西川77番地5 外3筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料29ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号6-2承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-2について承認いたします。

日程第11 議案第14号 現況証明書の交付については全て承認いたします。

以上で、第5回農業委員会総会を終了致します。

議 長

---

3 番委員

---

5 番委員

---